

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

割引債に係る所得税の取扱い

Q: 当社は、5年後に償還される新規発行の割引債を購入しました。購入の際に割引債の代金とその償還差益に対して18%の所得税を支払いました。この所得税の取扱いについて教えてください。

A: 預金の利子や株式配当については、その支払を受ける時にその利益部分について所得税が源泉徴収されます。

しかし、新規で発行される割引債については、購入時に、割引債の券面金額から発行価額を控除した金額つまり償還差益部分の18% (特定のもの16%) 相当額の所得税が源泉徴収されます。

割引債の購入時に支払った所得税は、その割引債の償還を受ける時に徴収される所得税とみなされ、償還時に法人税の計算において所得税額控除の適用を受ける事ができます。ですから、償還までの間は、購入時に支払った所得税額は割引債の取得価額に含めて経理して下さい。

ご相談の場合には、購入時において源泉徴収された所得税額を割引債の取得価額に加算して経理し、5年後に償還を受けた時に所得税額控除の適用を受ける事になります。

償還時に、発行の際の取得者と償還を受ける者とが異なる場合には、その償還を受けた者が所得税額控除できる事になっています。償還までに売却(発行者による買取りを除く)しても、売却時には法人税の計算上、所得税額控除の適用を受ける事はできません。

